

議 第 1 号

地域未来促進法第11条第1項に規定する土地利用調整計画の策定について

地域未来投資促進法第11条第1項に規定する土地利用調整計画の策定について

焼津市都市計画課

現在、焼津市が作成している「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)」(以下「地域未来投資促進法」という。)第11条第1項に基づく「土地利用調整計画」について、静岡県開発審査会審議規程第9条第1号に基づき審査会に意見を求めます。

1 地域未来投資促進法にかかる手続きの主な流れ

- ①国の「基本方針」に基づき、県及び市は「基本計画」を策定し、主務大臣が同意。
- ②(土地利用の調整を要する場合)市は「土地利用調整計画」を策定し、県知事が同意
- ③事業者は、「地域経済牽引事業計画」を策定し、県知事又は市長が承認
- ④国は、地方公共団体及び事業者を支援

2 開発審査会に意見を求める理由

静岡県及び焼津市が提出した「静岡県焼津市基本計画」は、令和6年9月20日に主務大臣から同意を受け、また、令和7年3月26日に変更同意を受けております。

今後は、「土地利用調整計画」の県知事同意、「地域経済牽引事業計画」の焼津市長承認を経て、計画地での施設整備を予定しています。

地域未来促進法第18条の規定では、都道府県知事(処分庁)は、同法で規定している施設整備について、都市計画法などの許可の配慮をするものとしています。

また、開発許可制度運用指針では、それらの施設について都市計画法34条第14号に基づいて通常原則として許可して差し支えないものと整理しており、静岡県開発審査会では「包括承認基準27 地域経済牽引事業の用に供する施設」として規定しています。

当該包括承認基準の適用にあたっては、土地利用調整計画についてあらかじめ審査会で意見を求めた上で策定することとしているため、審査会対して意見を求めます。

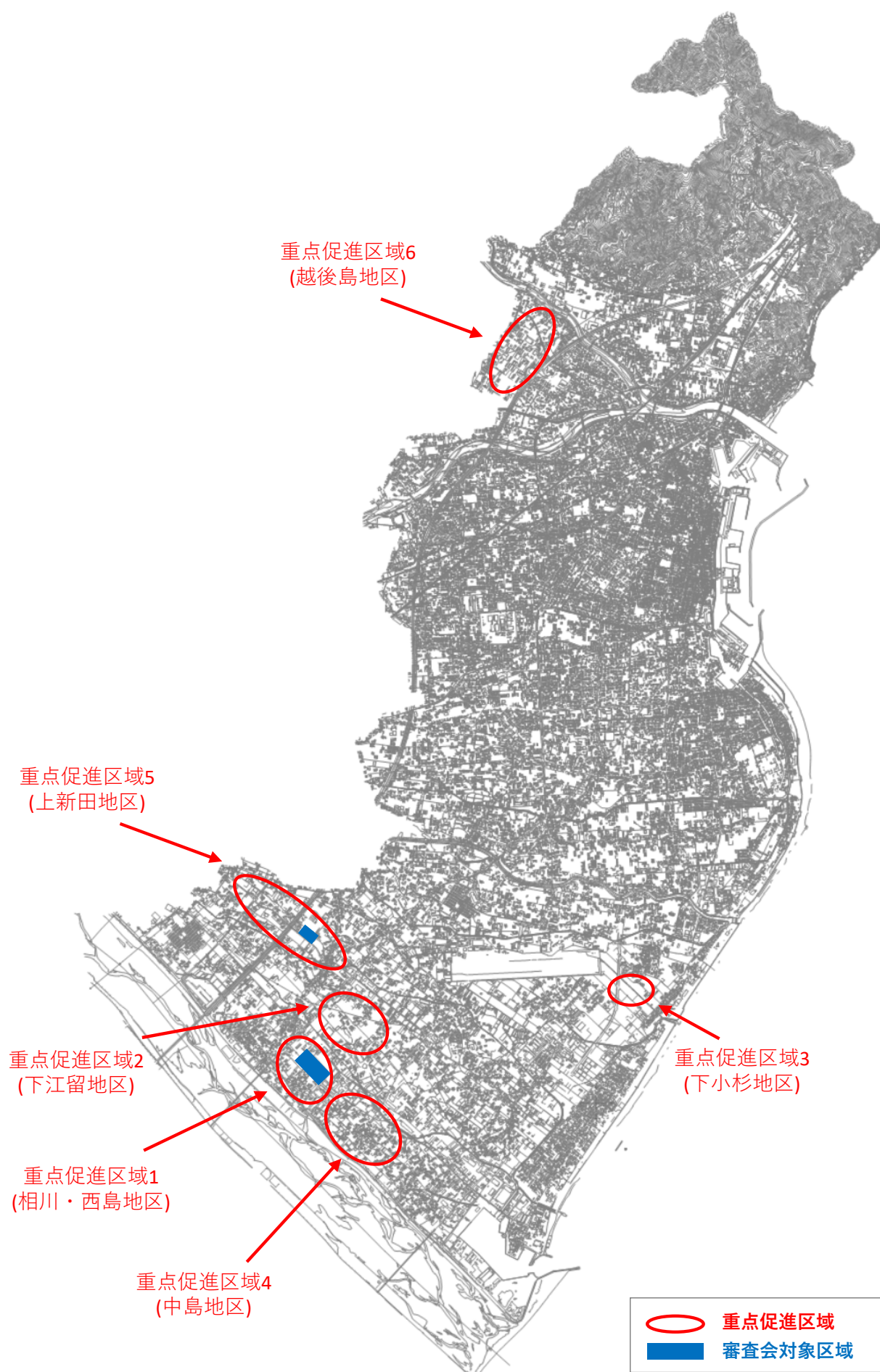
3 今回意見を求める土地利用調整計画

- ①重点促進区域1 相川地区1
相川地区3
西島地区1
- ②重点促進区域5 上新田地区3

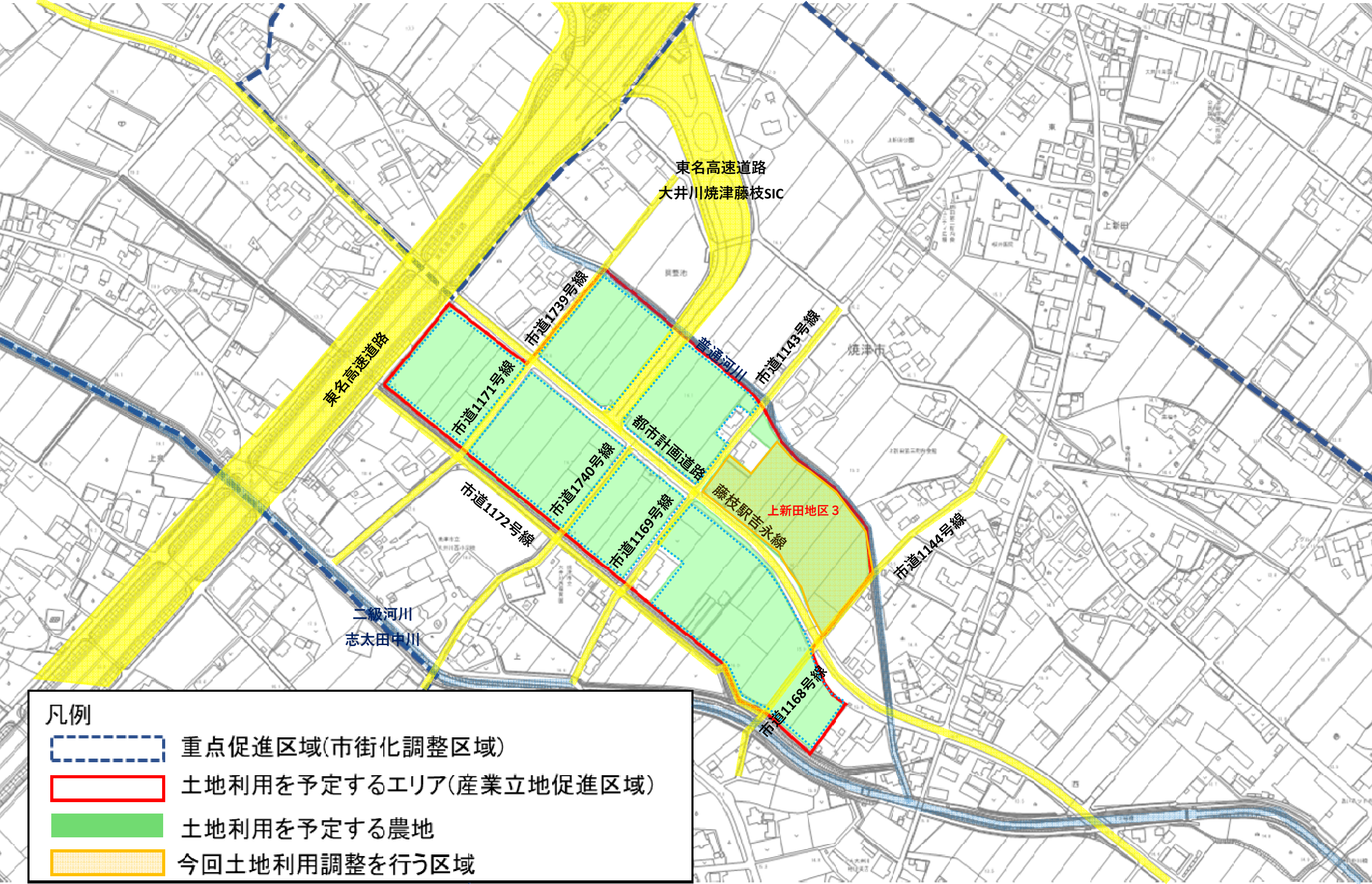
4 その他

- ・企業活動への影響の観点から事業者名は公表していない。
- ・あくまでも土地利用調整計画の段階であるため、建物の図面等詳細な開発行為の内容は未定。

位置図



周辺状況図（焼津市基本計画-重点促進区域5（上新田地区））



1/4000